

南陽市屋内体育施設利用のガイドライン（第1段階）

教育委員会 社会教育課

<対象施設：屋内体育施設>

- 1 市民体育館（メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、トレーニングルーム、エアロビクスルーム、研修室）
- 2 武道館
- 3 赤湯市民体育館
- 4 沖郷体育館
- 5 ライフル射撃場

<開始日> 令和4年11月1日（火）

<利用条件>

（共通事項）

国・県・県教育委員会及び業界団体が示す基本的対処方針に準拠した利用となります。

- ① 団体利用の際、利用者名簿の提出は求めませんが、団体側で利用者の把握を行い、利用者等に感染が確認され市及び施設管理者から濃厚接触者などの問合せがあった場合は利用者の情報提供に協力して下さい。
- ② 大会・イベントでの使用については、主催者側で、事前に管理者と十分な打合せを行って下さい。

<協力事項等>

- ① マスクの着用は、国・県及び業界団体が示す基本的対処方針に準拠してください。
- ② 各競技団体が策定する感染防止に関する指針等に基づき使用していただきます。

※「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づき、施設管理者だけでなく、施設利用者を含む関係者全員で感染防止対策を実施する必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

ガイドラインは以下の URL をご確認ください。

URL:https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/isa_00021.html

※ 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、条件等を変更する場合があります。